

報道資料

令和2年3月28日(土)

福祉医療部 医療政策局 疾病対策課 担当:根津・井久保

電話:0742-27-8612(ダイヤルイン)

内線:3130, 3133

総務部知事公室 防災統括室 担当:中西・北畑

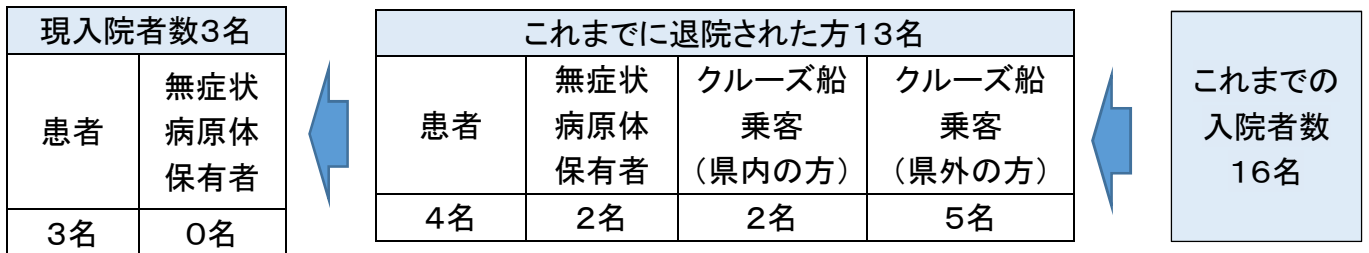
電話:0742-27-7006(ダイヤルイン)

内線 2270, 2302

新型コロナウイルス感染症患者の発生について

奈良県において新型コロナウイルス感染症の患者(県内患者6・7例目・感染者10・11例目)が発生しました。現在、濃厚接触者の把握を含めた積極的な疫学調査を確実に行っております。

1) 現入院患者数について



2) 患者概要 :

① 県内患者6例目(感染者 10 例目)

○年齢・性別・居住地 : 30代・女性・中和保健所管内

○職業 : 会社員(大阪府)

○症状と経緯 :

3月17日 18日 千葉県45例目の患者(別紙1)と大阪府内勤務先で接触。

3月23日 味覚・嗅覚障害が出現。

3月26日 軽度の倦怠感あり。

3月27日 帰国者・接触者相談センターへ相談し、帰国者・接触者外来を受診。

3月28日 行政検査で陽性が判明し、県内感染症指定医療機関に入院(軽症)。

○症状出現(3月23日)以後の行動歴 :

3月23日~27日 大阪府内の勤務先へ公共交通機関を利用して通勤。

3月23日以降は常にマスクを着用していた。

○濃厚接触者 : 家族1名、職場(大阪府内の事業所)について調査中。

② 県内患者7例目(感染者 11 例目)

○年齢・性別・居住地：40代・女性・中和保健所管内

○職業：会社員(中和保健所管内)

○症状と経緯：

3月27日 大阪府167例目の患者(別紙2)と同じ勤務先で接触しており、微熱があったため、帰国者・接触者相談センターへ相談し、帰国者・接触者外来を受診。

3月28日 行政検査で陽性が判明し、県内感染症指定医療機関に入院(軽症)。

○行動歴や濃厚接触者については調査中。

3) 県の対応

○ 新型コロナウイルス感染症については、県のホームページに最新情報を掲載しています。

○ 新型コロナウイルス感染症を疑う方への相談窓口として、「帰国者・接触者相談センター」を設置しています。海外から帰国された方で何らかの症状がある方はご相談下さい。

■ 帰国者・接触者相談センター

相談窓口	電話番号	FAX 番号	対応時間
奈良県庁	0742-27-1132	0742-22-5510	平日 8:30~21:00 土・日・祝 10:00~16:00

新型コロナウイルス感染症を疑う要件」に該当される方(※1)は、夜間でも保健所での電話対応が可能です。

※1 「新型コロナウイルス感染症を疑う要件」とは次のア～エのいずれかです。(現時点での定義であり、今後変更する可能性があります。)

	症状	接触歴など
ア	発熱(37.5℃以上)または呼吸器症状	発症前 14 日以内に新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触した
イ	発熱(37.5℃以上)かつ呼吸器症状(肺炎を疑わせる)	発症前 14 日以内に海外渡航歴(特に流行地※2)がある
ウ	発熱(37.5℃以上)かつ呼吸器症状(肺炎を疑わせる)	発症前 14 日以内に海外渡航歴(特に流行地※2)のある者と濃厚接触した
エ	渡航歴に関わらず、37.5℃以上の発熱かつ原因不明の肺炎	

※2 流行地は以下のとおりです。

・中華人民共和国湖北省及び浙江省

・大韓民国大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡及び軍威郡

・サンマリノ共和国、アイスランド共和国、アイルランド共和国、アンドラ公国、イタリア共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スロバニア共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国、イラン・イスラム共和国

県民の皆様へ

【新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために】

- ・換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。
- ・風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、イベントを開催する方々は、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**、会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなど、イベントの実施方法を工夫してください。
- ・多くの方が集まるイベントや行事等に参加される場合は、お一人お一人が咳エチケットやこまめな手洗いなどの実施を心がけてください。

今後とも、迅速で正確な情報提供に情報提供につとめますが、感染症法第 16 条第 2 項による個人情報保護の観点から、患者及びご家族等の個人情報については、特定されることのないよう、格段のご配慮をお願いします。また、施設等への取材はご遠慮いただきますようお願いいたします。